

### 追加資料 - 3 契約保証金等の納付について

(仮称)稲城市立中央図書館等整備運営事業「入札説明書」第6 - 9 . - (2)及び「事業契約書(案)」第9条に規定する契約保証金等については、以下の通りとする。

#### 1. 契約保証金等の納付時期

##### (1) 契約保証金又は契約保証金に代わる担保となる有価証券等を納付する場合

事業者が契約保証金又は契約保証金に代わる担保となる有価証券等を納付する場合は、事業契約締結時に市に納めること。なお、有価証券等は国債証券、政府保証のある債権に限る。

##### (2) 工事履行保証保険の付保並びに運営保証金、運営保証金に代わる有価証券等の納付又は金融機関等による保証を行う場合

工事履行保証保険は建設工事の開始までに契約を締結し、契約締結後、速やかに市に保険証券を提出すること。

運営保証金又は運営保証金に代わる有価証券等は、維持管理運営業務の開始(開館準備業務の開始)までに市に納めること。

運営保証金に代わる市が認める銀行又は金融機関等による保証は、維持管理運営業務の開始(開館準備業務の開始)までに事業者の債務(損害金及び違約金の支払いを含む)を保証する保証書を銀行又は金融機関から徴求し市に差し入れること。

#### 2. 市が認める銀行又は金融機関等について

運営保証金に代わる市が認める銀行又は金融機関等による保証を行う場合の「市が認める銀行又は金融機関等」は、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年1月30日大蔵省令第5号)第1条第13号の2に規定する指定格付機関における発行体に関する格付(長期、短期の区分がある格付については長期格付とする。)を取得しており、その取得している格付(複数の指定格付機関から格付を取得している場合にはそのいずれかの格付)が、最上位から10番目以内(「BBB - 」もしくは「Baa3」以上)に位置し、かつ、下記 から に該当する銀行又は金融機関とする。また、当該格付に関する要件は保証期間にわたって満たすこと。

銀行法(昭和56年6月1日法律第59号)第2条第1項に規定する銀行及び長期信用銀行法(昭和27年6月12日法律第187号)第2条に規定する長期信用銀行  
信用金庫及び信用金庫連合会

農林中央金庫

商工組合中央金庫